

## 平成29年度 建設工事等の入札制度改正について

### 1. 工事入札における発注者別評価点（主観点）の改正

#### (1) 工事成績評価点の新設

発注者別評価点に、過去の工事成績を評価する新たな項目を設置します。具体的には、次の計算式により算出した点数を加減算します。

##### 【制度概要】

**「(工事成績評定平均点－65点) × 2」** (小数点以下切捨て)

- ※ 年度ごとに算定します。
- ※ 工事成績評定平均点は、久留米市及び久留米市企業局が発注した工事で、その者が直近の5ヵ年(暦年)に完成した工事の成績評定を単純平均します。なお、工事成績評定を行わない一部の工事は除外します。
- ※ JV案件は、JV構成員全者が同点数となります。
- ※ 該当期間に受注した対象工事がない者は0点とします。

【例】平成29年度の工事成績評価点の対象工事は、平成24年1月1日から平成28年12月31日(直近の5ヵ年)に完了した工事となります。A社が当該期間中に2件の工事を完成し、評定点がそれぞれ70.5点と80.2点だった場合、その平均値75.35点から65点を差し引き2を乗じると20.7点となります。したがって、A社の工事成績評価点は、当該数値から小数点以下を切り捨てた20点となります。

#### (2) 既存の発注者別評価点の見直し

##### ① 消防団員雇用による加点の要件拡大

これまで、久留米市内の消防団員を1名以上雇用している業者に5点の加点を行っていましたが、新たに「久留米市消防団協力事業所」の認定事業者も5点の加点を行います。(ただし、重複加点は行いません。)

##### ② 指名停止措置終了後の措置を廃止

これまで、久留米市から指名停止措置を受けた場合、措置終了から1年間、全ての発注者別評価点(主観点)を加点しないこととしていましたが、この取扱いを廃止します。

##### ③ 「障害者雇用」「消防団員雇用」加点条件の変更

これまで、障害者又は消防団員を雇用している期間に加点していましたが、今後は、12ヶ月以上の継続雇用を確認できた時点から次回の入札参加資格更新申請まで加点する取扱いに変更します。

なお、これまで加点を受けていた方で、平成29年4月1日以降も従来の要件を満たしている方には経過措置があります。

## 2. 工事成績評価点（発注者別評価点）の導入に伴うランク基準の改正

発注者別評価点に工事成績評価点を導入したことによるランク間の業者数変動を抑制するため、平成 29 年 4 月 1 日発注（公告・指名通知）分から、以下のとおりランク基準を改正します

【現 行】

【改 正 後】

### ●土木一式

ランク	基準点	発注金額
A	1200 点以上	1 億 5 千万円以上
B	880 点以上 ～ 1199 点以下	7 千万円以上 ～ 3 億円未満
C	770 点以上 ～ 879 点以下	1 千万円以上 ～ 7 千万円未満
D	650 点以上 ～ 769 点以下	3 千万円未満
E	649 点以下	1 千万円未満

+20  
→

### ●土木一式

ランク	基準点	発注金額
A	1220 点以上	1 億 5 千万円以上
B	900 点以上 ～ 1219 点以下	7 千万円以上 ～ 3 億円未満
C	790 点以上 ～ 899 点以下	1 千万円以上 ～ 7 千万円未満
D	670 点以上 ～ 789 点以下	3 千万円未満
E	669 点以下	1 千万円未満

### ●建築一式

ランク	基準点	発注金額
A	1200 点以上	1 億 5 千万円以上
B	820 点以上 ～ 1199 点以下	7 千万円以上 ～ 3 億円未満
C	720 点以上 ～ 819 点以下	1 千万円以上 ～ 7 千万円未満
D	610 点以上 ～ 719 点以下	3 千万円未満
E	609 点以下	1 千万円未満

+20  
→

### ●建築一式

ランク	基準点	発注金額
A	1220 点以上	1 億 5 千万円以上
B	840 点以上～ 1219 点以下	7 千万円以上 ～ 3 億円未満
C	740 点以上～ 839 点以下	1 千万円以上 ～ 7 千万円未満
D	630 点以上～ 739 点以下	3 千万円未満
E	629 点以下	1 千万円未満

### ●電気

ランク	基準点	発注金額
A	1200 点以上	5 千万円以上
B	700 点以上 ～ 1199 点以下	1 千万円以上～1 億円未満
C	699 点以下	2 千万円未満

+30  
→

### ●電気

ランク	基準点	発注金額
A	1230 点以上	5 千万円以上
B	730 点以上 ～ 1229 点以下	1 千万円以上 ～ 1 億円未満
C	729 点以下	2 千万円未満

## ●管

ランク	基準点	発注金額
A	1200 点以上	5 千万円以上
B	700 点以上 ~ 1199 点以下	1 千万円以上 ~ 1 億円未満
C	699 点以下	2 千万円未満

+30  
→

## ●管

ランク	基準点	発注金額
A	1230 点以上	5 千万円以上
B	730 点以上 ~ 1229 点以下	1 千万円以上 ~ 1 億円未満
C	729 点以下	2 千万円未満

## ●舗装

ランク	基準点	発注金額
A	700 点以上	全額
B	699 点以下	2 千万円未満

+20  
→

## ●舗装

ランク	基準点	発注金額
A	720 点以上	全額
B	719 点以下	2 千万円未満

## ●造園

ランク	基準点	発注金額
A	700 点以上	全額
B	699 点以下	2 千万円未満

+30  
→

## ●造園

ランク	基準点	発注金額
A	730 点以上	全額
B	729 点以下	2 千万円未満

## ●塗装

ランク	基準点	発注金額
A	650 点以上	全額
B	649 点以下	1 千 5 百万円未満

+20  
→

## ●塗装

ランク	基準点	発注金額
A	670 点以上	全額
B	669 点以下	1 千 5 百万円未満

## ●水道施設

ランク	基準点	発注金額
A	670 点以上	2 千万円以上
B	669 点以下	2 千万円未満

+30  
→

## ●水道施設

ランク	基準点	発注金額
A	700 点以上	2 千万円以上
B	699 点以下	2 千万円未満

### 3. 「工事成績条件付き」一般競争入札（試行）

久留米市及び久留米市企業局が発注した工事のうち、自社の直近5年に竣工（完成）した工事の工事成績評価平均点が、入札に参加しようとする業種の同期間の平均点以上であることを参加条件とする一般競争入札を試行します。

#### （1）対象工事

平成29年度は、以下の条件に該当するものの中から、各業種2件程度で実施

- ・ 業種：「**土木一式工事**」及び「**建築一式工事**」
- ・ 案件：**総合評価方式を除く一般競争入札（予定価格1千万円～5千万円）**

#### （2）入札参加資格

平成29年度の参加資格は、各業種の直近5年（平成29年度は平成24年1月1日から平成28年12月31日まで）に竣工した工事の平均点で、以下のとおり

**土木一式工事は77点以上、建築一式工事は78点以上**

※ 自社の工事成績評価の平均点は、【**工事成績評価平均点の確認方法について**】〈**市トップページ**〉〈**産業・ビジネス・雇用**〉〈**入札契約情報**〉〈**入札契約関係規程（工事・業務委託）**〉〈**入札・契約の留意事項（工事・業務委託）**〉をご参照ください。

#### （3）その他の優遇措置

当該工事は、一般競争入札における手持ち制限及び同日落札本数制限の対象外とします。具体的には、

- ・ 当該工事1本と手持ち制限対象工事1本の合計2本を受注していても、手持ち制限対象工事をもう1本受注できます。
- ・ 当該工事を受注しても、同一開札日の一般競争入札案件をもう1本受注できます。

#### （4）工事発注表への記載内容

当該工事については、工事発注表の「参加条件」に、以下の文言を記載しますので、ご注意をお願いします。

- ・ 「久留米市及び久留米市企業局が発注した工事の内、平成24年1月1日から平成28年12月31日までに竣工した工事の工事成績評価平均点が〇〇点以上であること。」
- ・ 「手持ち制限の対象外工事」
- ・ 「同日落札本数制限の対象外工事」

#### 4. 工事請負契約に係る最低制限価格の見直し

平成 29 年 3 月 14 日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されたため、久留米市でも、以下のとおり最低制限価格を見直します。

##### (1) 概要

最低制限価格の算定式のうち、直接工事費の算入率を従来の 95%から 97%へ引き上げました。

従前（平成 28 年 5 月改正）		改定後	
算定式	設定範囲	算定式	設定範囲
<u>直接工事費×95%</u> + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55%  上記合計額×1.08	予定価格の 80%～90%	<u>直接工事費×97%</u> + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55%  上記合計額×1.08	予定価格の 80%～90%

##### (2) 実施時期

平成 29 年 5 月 1 日以降に発注（公告及び指名通知）する入札より適用。